

平成22年度

都市・地域整備局関係予算概要

平成22年1月

国土交通省 都市・地域整備局

目 次

I. 平成22年度都市・地域整備局関係予算総括表	1
II. 主な新規・拡充制度等	5
<参考>その他関連事項	8

I. 平成22年度 都市・地域整備局関係予算総括表

(1) 平成22年度都市・地域整備局関係予算事業費・国費総括表

区 分	平成22年度 (A)		前年度 (B)	
	事業費	国費	事業費	国費
下 水 道	81,852	49,624	1,154,971	(43,494) 587,408
国 営 公 園 等	48,768	36,209	194,047	(40,290) 99,613
うち国営公園整備	16,306	16,306	21,147	21,147
うち国営公園維持管理	11,375	11,375	11,589	11,589
都 市 環 境 整 備	138,813	9,571	946,902	(22,674) 326,101
市 街 地 整 備	128,349	4,001	838,505	(15,737) 273,389
道路環境整備(都市再生)	0	0	3,780	(0) 1,890
都 市 水 環 境 整 備	10,464	5,570	104,617	(6,937) 50,822
都市水環境整備事業	9,051	4,933	91,133	(6,750) 45,364
緑地環境整備総合支援事業	1,413	637	13,484	(187) 5,458
土地区画整理事業資金融資(住宅対策)	1,668	0	14,200	0
一 般 公 共 事 業 計	271,101	95,404	2,310,120	(106,458) 1,013,122
災 害 関 係	868	538	868	538
都市災害復旧事業	368	288	368	288
特殊地下壕対策事業	500	250	500	250
行 政 経 費	9,963	6,119	11,370	6,659
合 計	281,932	102,061	2,322,358	1,020,319

(単位：百万円)

倍 率 (A/B)		備 考
事 業 費	国 費	
0.07	(1.14) 0.08	1. 一般公共事業の平成22年度は、直轄事業、国庫債務負担行為（過年度分）、補助率差額等の計数である。 2. 前年度予算額[国費]の上段（ ）書きは、平成22年度の各事項ごとの経費の範囲にあわせて組み替え掲記したものである。 3. 本表のほか、 (1) 平成22年度には、社会資本整備総合交付金（仮称）[国費]2.2兆円がある。 (2) 道路事業全体の内数として以下のとおり街路事業がある。また、前年度には、地域活力基盤創造交付金がある。 (単位：百万円)
0.25	(0.90) 0.36	
0.77	0.77	
0.98	0.98	
0.15	(0.42) 0.03	
0.15	(0.25) 0.01	
—	(—) —	
0.10	(0.80) 0.11	
0.10	(0.73) 0.11	
0.10	(3.41) 0.12	
0.12	—	
0.12	(0.90) 0.09	
1.00	1.00	
1.00	1.00	
1.00	1.00	
0.88	0.92	
0.12	0.10	

区 分	平成22年度		前年度	
	事業費	国費	事業費	国費
街路事業	3,109,901 の内数	1,335,736 の内数	3,864,752 の内数	1,746,636 の内数

(2) 特定地域振興対策関係予算事業費・国費総括表

(単位：百万円)

区 分	22年度予算額(A)		前年度予算額(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
離 島 振 興	95,985	57,868	115,935	71,468	0.83	0.81
公 共 事 業	95,563	57,630	115,513	71,230	0.83	0.81
行 政 経 費	422	238	422	238	1.00	1.00
奄 美 振 興	28,223	20,525	39,418	28,770	0.72	0.71
公 共 事 業	27,345	20,090	38,528	28,334	0.71	0.71
行 政 経 費	878	435	890	436	0.99	1.00
小 笠 原 振 興	2,281	1,438	2,632	1,442	0.87	1.00
豪 雪 対 策	169	92	289	165	0.59	0.56
半 島 振 興	62	62	62	62	1.00	1.00

① 離島振興関係公共事業予算の一括計上の内訳

(単位：百万円)

区 分	22年度予算額(A)		前年度予算額(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
国土交通省関係	42,468	25,535	54,041	32,850	0.79	0.78
農林水産省関係	43,588	28,163	50,889	33,736	0.86	0.83
厚生労働省関係	3,342	1,671	3,758	1,879	0.89	0.89
環境省関係	6,164	2,261	6,824	2,765	0.90	0.82
合 計	95,563	57,630	115,513	71,230	0.83	0.81

・計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計した額と一致しない場合がある。

② 奄美群島振興開発関係公共事業予算の一括計上の内訳

(単位：百万円)

区 分	22年度予算額(A)		前年度予算額(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
国土交通省関係	14,354	10,644	18,658	13,564	0.77	0.78
農林水産省関係	11,336	8,621	18,302	13,986	0.62	0.62
厚生労働省関係	1,458	729	1,388	694	1.05	1.05
環境省関係	197	96	180	90	1.09	1.07
合 計	27,345	20,090	38,528	28,334	0.71	0.71

・計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計した額と一致しない場合がある。

(3) 都市・地域整備局関係財政投融资計画等総括表

(単位：百万円)

事 項	22年度予算額(A)	前年度予算額(B)	倍率(A/B)	備 考
独立行政法人都市再生機構	107,774	90,586	1.19	住宅局所管分を含む。
財政投融资	6,200	5,700	1.09	
財政融資資金	6,200	5,700	1.09	
自己資金等	101,574	84,886	1.20	
政府出資等	140	3,800	0.04	
その他の自己資金等	101,434	81,086	1.25	
独立行政法人奄美群島振興開発基金	2,600	2,700	0.96	
財政投融资	200	300	0.67	
産業投資	200	300	0.67	
自己資金等	2,400	2,400	1.00	
その他の自己資金等	2,400	2,400	1.00	
合 計	110,374	93,286	1.18	

Ⅱ. 主な新規・拡充制度等

1. イ号国営公園維持管理業務における国庫債務負担行為の措置

一の都府県の区域を超えるような広域的な見地から設置されたイ号公園（都市公園法第2条第1項第2号イに基づくもの）における国営公園維持管理業務について、国庫債務負担行為の活用等により一層の効率化を図るとともに、公園利用者に対する安定的なサービスを提供する。

2. 国営公園の入園料に係る高齢者に対応した制度の充実

国営公園の入園料に、65歳以上の高齢者を対象とするシルバー料金を設定し、高齢者の利用を促進する。

	<大人>		<シルバー>
(1日入園料)	400円	→	200円
(年間入園料)	4,000円	→	2,000円

※冬期無料開園公園の年間入園料（滝野すずらん丘陵公園、国営越後丘陵公園）は、
1,300円（約7.5ヶ月分）

3. 歴史的風土の保存等を図るための古都保存事業の拡充

古都保存事業について、歴史的風土保存施設の対象に「園地」を追加するとともに、買入地において歴史的風土保存施設の整備と合わせて行う「景観阻害物件の除却」を対象に追加する。

4. 下水道による浸水被害軽減対策に関する事業の統合 [別紙1] (p. 6参照)

「下水道浸水被害軽減総合事業」に「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、浸水対策に取り組む必要性が高い地域において、総合的な浸水対策を重点的に推進する。

5. 下水道における都道府県代行制度の継続

過疎地域に係る下水道整備を促進するため、過疎法が延長された場合には、公共下水道の根幹的施設の整備を市町村に代わり都道府県が行う「都道府県代行制度」を継続する。

6. 先導的都市環境形成促進事業の拡充（行政経費） [別紙2] (p. 7参照) 348百万円

低炭素型都市を実現するため、環境技術開発の調査を実施する。

①自転車利用環境の整備

コミュニティサイクルの整備を推進するため、自転車の貸出・返却に関する管理の仕組みについて実証実験を行い、管理システム等の開発を行う。

②環境対応車を活用したまちづくりの推進

環境対応車（電動バス、電気自動車、超小型モビリティ等）を活用したまちづくりを推進するため、環境対応車に適合する都市内の走行空間や充電施設等について実証実験を行う。

7. 明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の継続（行政経費） 150百万円

第4次明日香村整備計画（平成22年度～平成31年度）の策定とあわせ、景観の維持・向上や観光振興など明日香村の主体的な取組による地域活性化を図るため、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金を継続する。

下水道による浸水被害軽減対策に関する事業の統合

下水道事業課

1. 背景・目的

ゲリラ豪雨の多発や都市化の進展に伴う内水氾濫の被害リスクの増大に対応するため、一定規模の浸水実績がある地域等において、雨水貯留浸透施設を取り入れたハード対策、降雨情報の提供等のソフト対策、住民自らの取組（自助）を含めた総合的な浸水対策を推進する。

2. 概要

「下水道浸水被害軽減総合事業」に「雨に強い都市づくり支援事業」を統合する。

<地区要件>

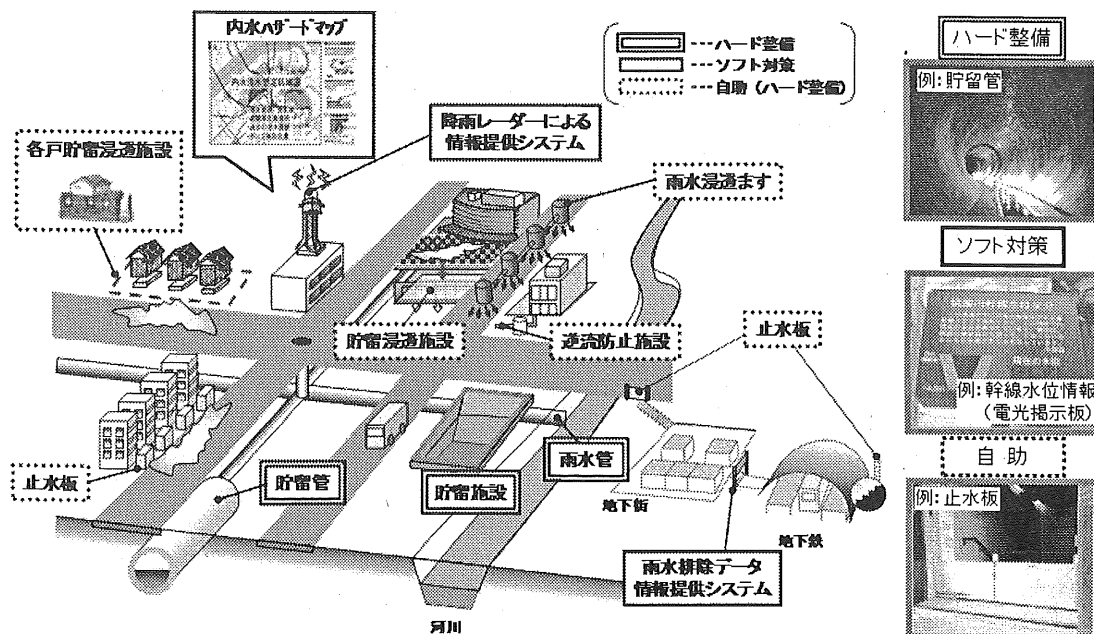
現行の地区要件を統合し、以下のとおりとする。

- ① 県庁が所在する市等のターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、以下のいずれかに該当する地区
 - イ 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区
 - ロ 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区
 - ハ 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）又は高齢者・障害者等要援護者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区
- ② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区

<対象施設>

現行の対象施設に加える項目を統合し、以下のとおりとする。

- ① 下水排除面積が一定以上の貯留・排水施設
- ② ①と同等の機能を有しかつ経済的な雨水浸透施設
- ③ 補助対象となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ④ 降雨及び雨水排除に関するデータをリアルタイムに提供するために必要な情報提供施設
- ⑤ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑥ 雨水の流出抑制を図るための不要になった浄化槽の改造、雨水貯留浸透施設〔間接〕
- ⑦ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間等に係るもの）〔間接〕



先導的都市環境形成促進事業の拡充

街路交通施設課、市街地整備課

1. 背景・目的

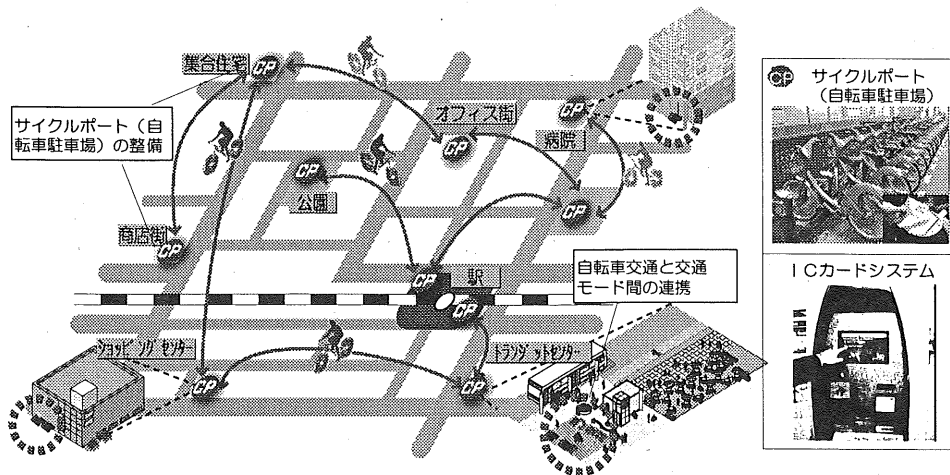
低炭素型都市の実現のため、都市環境対策をより効果的に推進する都市環境技術の開発を促進する。

2. 概要

以下の低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を拡充する。

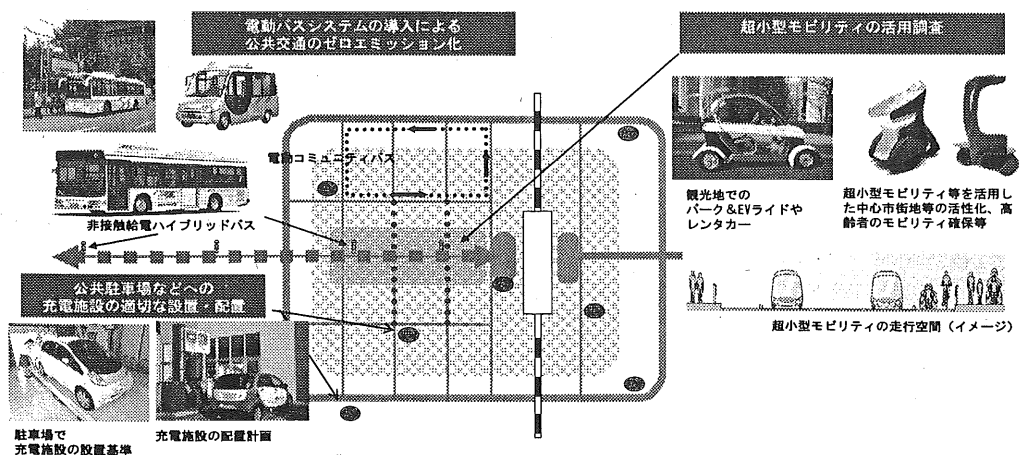
(1) 自転車利用環境の整備

コミュニティサイクルの整備を推進するため、自転車の貸出・返却に関する管理の仕組みについて実証実験を行い、管理システム等の開発を行う。



(2) 環境対応車を活用したまちづくりの推進

環境対応車（電動バス、電気自動車、超小型モビリティ等）を活用したまちづくりを推進するため、環境対応車に適合する都市内の走行空間や充電施設等について実証実験を行い、技術基準等を作成する。



＜参 考＞その他関連事項

(1) 直轄事業負担金について

① 直轄事業負担金の維持管理分について

直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、維持管理に係る負担金制度を全廃する法案を、通常国会に提出し、平成22年度から維持管理費負担金を廃止する。

ただし、直轄事業の事業量の確保を求める地方の声が強く出されているところであり、来年度の公共事業関係費を大幅に削減していることから、事業量の減少に配慮し、経過措置として、維持管理のうち特定の事業*に要する費用については、平成22年度に限り負担金を徴収する。(平成23年度には維持管理費負担金を全廃)

※関連法令において明確化。

② 業務取扱費に対する地方負担等の廃止

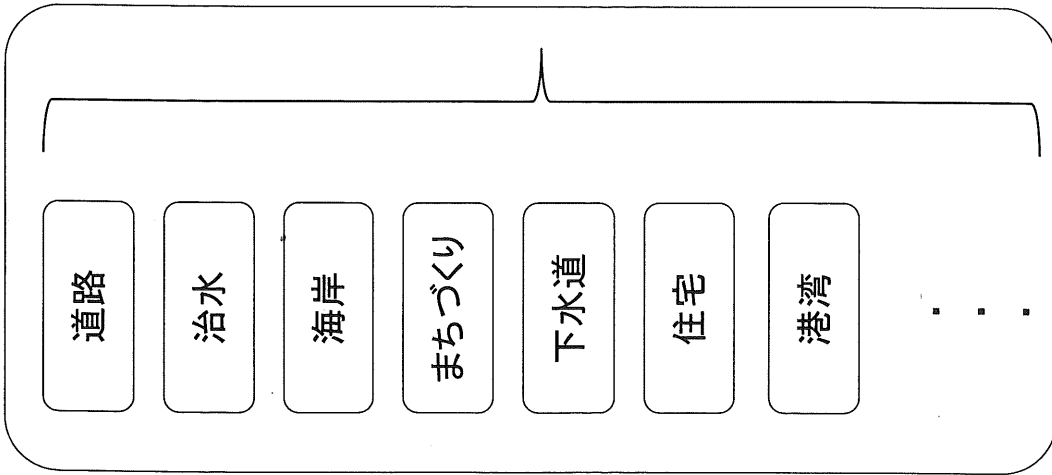
直轄事業の業務取扱費に係る地方負担制度を全廃し、併せて公共事業の事務費に対する国庫補助制度も全廃する。

(2) 社会資本整備総合交付金（仮称）の創設（p. 9参照）

地方公共団体が行う社会資本整備について、これまでの個別補助金を原則廃止し、基幹となる事業（基幹事業）の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金を創設する。

社会資本整備総合交付金（仮称）の基本スキーム（イメージ）

＜従来の補助金＞

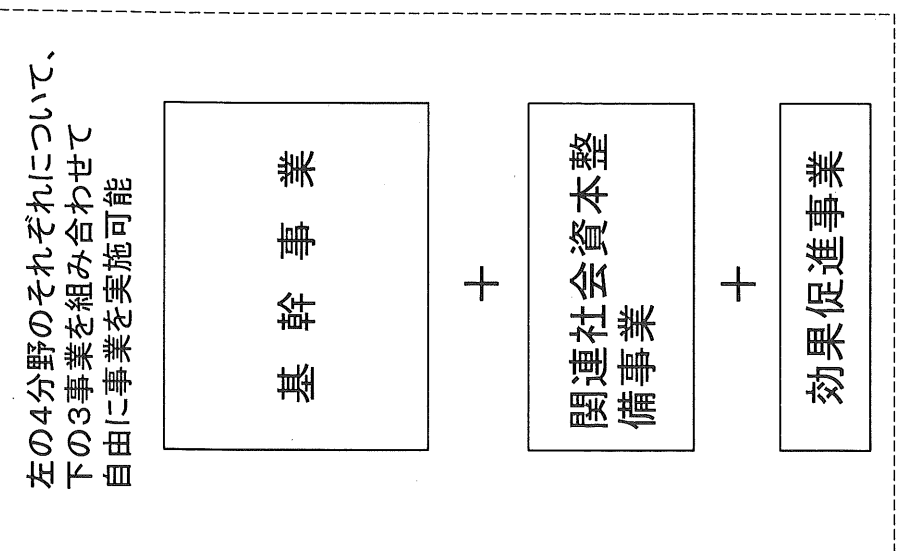
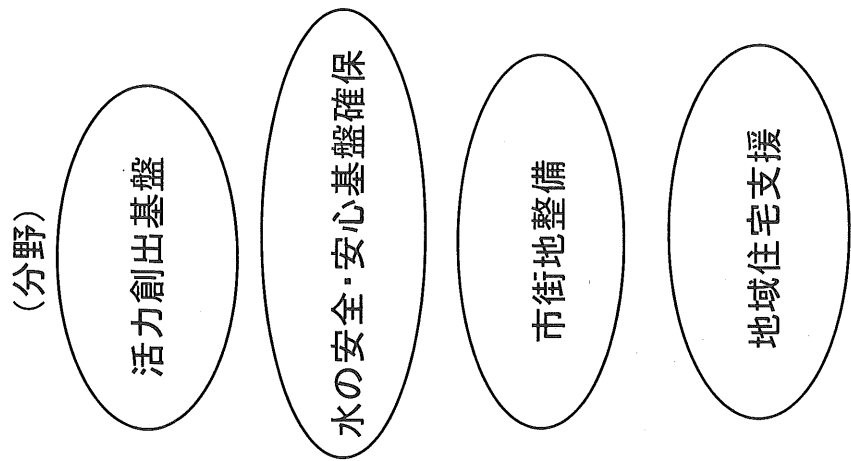


原則廃止

＜新たな交付金＞

（注）名称等は仮称である

社会資本整備総合交付金



特長

使い勝手の向上、客観・透明性の向上等

- ①これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化、統一化
- ②計画（分野毎）に位置づけられた事業の範囲内で、自治体が国費を自由に充て可能
- ③客観性・透明性の確保（国民による評価やチェックの確保）
 - ・各地方公共団体は、計画及びその進捗状況を公表
 - ・計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表